

議案第 5 0 号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の
施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 5 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の
施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(市川市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第 1 条 市川市子ども・子育て会議条例（平成 2 5 年条例第 1 3 号）の一部を
次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 7 7 条第 1 項各号」を「第 7 2 条第 1 項各号」に改め
る。

(市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部改正)

第 2 条 市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例（平成 2 6 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項ただし書中「第 1 9 条第 1 項第 3 号」を「第 1 9 条第 3 号」
に改め、同項第 1 号中「第 1 9 条第 1 項各号」を「第 1 9 条各号」に改め、
同項第 2 号中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に改め、同項
第 3 号中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に、「同項第 3 号」

を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第

1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 52 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

(市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 3 条 市川市立保育園の設置及び管理に関する条例(昭和 39 年条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

(市川市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の一部改正)

第 4 条 市川市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例(昭和 59 年条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 5 条 市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例(昭和 46 年条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により子ども・子育て支援法等が改正されたことに伴い、関係条例中の条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。